

ベトナムにおける外資企業に対する 資本金払い込み

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

No. 4



1. 中国の場合（参考）

会社法に基づけば、外資企業の資本金払い込みは、貨幣、現物（建築物、工場建物、設備機械、その他の資材）、無形資産（工業所有権、ノウハウ、土地使用权）など」の方法が認められる。

1) 現金

外貨、人民元（クロスボーダー人民元）での払い込みが、共に可能。

ここで言う現金とは、銀行間で国際送金されたもののみを指し、本当の現金を現地で払い込んでも出資とは認められない。

2) 現物出資

現物出資は、以下が認められる。

● 国外から中国に輸送した（中国で輸入通関実績がある）設備機械 ● 工業所有権・ノウハウなどの無形資産
尚、現物出資比率の制限はない。

3) デッド・エクイティスワップ

外債（主に、海外の親会社からの借入金）を資本金に転換するデッド・エクイティスワップが認められている。

但し、資本金に転換できるのは外債登記された国外借入金だけであり、買掛金・諸預り金などの債務を資本転換する事は認められない。

2. ベトナムの状況

資本金払い込みは、貨幣、ゴールド、ベトナムドンでの評価が可能な土地使用权、知的所有権（権利・技術・ノウハウ）、その他の財産での払い込みが認められている（企業法・第34条）。

1) 貨幣

海外からの資本金払い込みは外貨のみが可能。

認可された金融機関の外貨口座に振り込む必要がある（外国為替管理法・第28/2008/PL-UBTVQH11号）。

2) 現物出資

外国企業の現物出資は、国外からベトナムに輸送した（ベトナムで輸入通関実績がある）設備機械、及び、工業所有権・ノウハウなどの無形資産が現物出資の対象。

外国企業が土地使用权・不動産を保有することは通常ないため、土地使用权・不動産に関しては、合併企業におけるベトナム出資者による出資が前提と考えられる。現物出資を行う場合、各出資者、若しくは、専門評価機関による評価に基づき、出資資産のベトナムドン価額を定める必要がある（企業法・第36条）。

3) デッド・エクイティスワップ

借入金を資本金に転換するデッド・エクイティスワップは可能。

計画投資局で増資手続きを行い、投資登記証・企業登記証を更新する。

契約期間1年超の中長期借入金の場合、中央銀行に登録しているため、資本転換に関する変更手続きも必要。

ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED
(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : infovn@mizuno-ch.com (担当・水嶋)
Tel:(852)2522-0078



● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

<サービス内容>

① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

<料金>

| | |
|-----------------------|----------|
| ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金 | 月額USD250 |
| 中国コンサルティング既存会員様向け特別料金 | 月額USD150 |

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。
会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、
ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。
事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他